

《書評》

松尾晋一 『江戸幕府と国防』 講談社選書メチエ
543

講談社、2013年2月、226頁

古川 祐貴*

Book Review: MATSUO Shinichi, *National defense of the Edo Shogunate*, Tokyo:
Kodansha, 2013

FURUKAWA Yuki

目次

1. はじめに
2. 本書の概要と意義
3. 本書の論点
4. おわりに

1. はじめに

著者・松尾晋一氏は、ここ15年の間に近世日本の沿岸警備体制に関する論考を数多く発表した。沿岸警備体制については、山本博文『鎖国と海禁の時代』（校倉書房、1995年）によって、その成立や展開の過程がすでに解明されてはいたが、著者はこうした成果を踏まえた上で、大名家史料を博捜し、幕府と大名家双方の視点から体制の実態を明らかにした。その成果は、前書『江戸幕府の対外政策と沿岸警備』（校倉書房、2010年）として一部が上梓されている。

本書と前書がいかなる関係にあるのかは後に述べるとして、まずは本書の構成を示すと次の通りである。

プロローグ

第1章 異国船来航への備え

*九州大学大学院博士後期課程

- 第1項 家光政権による沿岸警備体制の構築
 - 第2項 ポルトガル使節船来航への対応
 - 第3項 現実対応から見えた課題
 - 第2章 異国船問題と幕府外交姿勢の硬直化
 - 第1項 将軍代替わりと南蛮船対応方針の祖法化
 - 第2項 幕府外交姿勢の硬直化
 - 第3項 政治・政策的境界の明確化
 - 第3章 新たな異国船問題と幕府の論理
 - 第1項 通商統制不安定化に対する綱吉政権の模索
 - 第2項 正徳新例と沿岸警備体制強化
 - 第3項 吉宗政権と「唐船」打ち払い
 - 第4章 日本を取り巻く環境の変化と幕府対外政策
 - 第1項 異国船問題の重点移動
 - 第2項 対馬海峡の危機
 - 第3項 対馬沖漂流異国船への宗家と家斉政権の対応
 - 第4項 レザノフの長崎来航
 - 第5章 危機意識の高まりと有事対応の変化
 - 第1項 蝦夷地の紛争と長崎
 - 第2項 御船頭による長崎警備についての献策
 - 第3項 長崎奉行の問題意識と幕府の判断
 - 第4項 有事対応の変化
- エピローグ

構成から読み取りにくい部分もあるが、本書は長崎における異国船対策を主軸に考察が進められている。対馬や蝦夷地といった語が見えるのは、「長崎を見ているだけでは幕府の有事対応について十分な検証ができなくなる」(9頁)ためであり、必要に応じて他地域の異国船対策も考察される。以下、本書の概要と意義を述べ、次に論点を3点提示したい。

2. 本書の概要と意義

プロローグでは、本書の目的が述べられている。日本の対外関係史研究は、18世紀末以降の欧米諸国(ロシアを含む)による通商要求ばかりを強調し、それ以前の幕府対外政策を正当に評価してこなかった。著者はこうした現状に対して、異国船対策に注目し、近世前期から考察していくことで、幕府対外政策を評価し直そうというのである。

第1章では、幕府が何を「脅威」と感じ沿岸警備体制を整備したのか、また異国船来航事件を

経て何が課題とされたのかが考察されている。寛永 16 年 (1639)、ポルトガル船の来航を禁止した家光政権は、沿岸警備体制の構築に着手した。同体制は、ポルトガルの「脅威」を想定して構築されたものであったが、オランダによる情報提供が幕府政策に反映され、「脅威」は次第に後退していく。代わって危惧されたのは、来航が噂されていたイギリス船や唐船キリシタンであり、幕府は大名家に命令を下し、これらの異国船に対処しようとしたのである。

しかし、正保 4 年 (1647) にポルトガル使節船が長崎に来航すると、それまでの幕府の指示は徹底されず、大名家は他家との競争意識から長崎奉行に対して積極的なアピールを行う。長崎奉行もそうした要求を拒否することができず、長崎には 5 万もの諸大名兵が集結した。こうした状況は、老中や大名家、さらにはオランダ商館長らの非難を生み、軍事的秩序を明確にするという課題が浮上したのである。

第 2 章では、沿岸警備体制がいかに「改善」され、その後の家綱政権へと引き継がれていくのか、また異国船来航事件に対する長崎奉行や大名家の対応について明らかにされている。慶安元年 (1648)、家光政権は長崎奉行や実際に対応に当たる大名家に、徳川家光黒印状・老中連署下知状を発給し、南蛮船来航時の軍事的秩序を明確にした。このうち老中連署下知状は、南蛮船が「慥かなるへき儀」を「訴訟」した場合に、幕府との外交交渉をも認めていた。しかし將軍が家綱となると、外交交渉は認められなくなり、長崎奉行宛て老中連署下知状にも、「訴訟」を認めず帰帆させる旨が明記されるようになる。

家綱政権期においては、延宝元年 (1673) にイギリス船リターン号が、貞享 2 年 (1685) にはポルトガル船サンパウロ号が長崎に来航した。事件に直面した長崎奉行は、大名家の統制を図るとともに、長崎の町に広がる動揺を抑え、平和裡に事件を収拾したのである。

第 3 章では、不法行為をはたらく「唐船」に対する幕府・大名家の対応や、その「唐船」対策が既存の南蛮船対応策といかなる関係にあったのかが検討されている。明清交替の終結によって多数の唐船が長崎に来航するようになると、「唐人」「唐船」による不法行為が絶えなくなった。特に抜荷は地域的な拡大を見せ、平戸松浦家領では「日本人、および日本の安全を脅かす事態」(90 頁) が発生した。不法行為が増加した背景には、「環シナ海経済圏における日中貿易の低迷と、それにとまなう商人・水手の困窮問題」(93 頁) が存在していたが、幕府はこうした事態を踏まえ、唐人を「海賊」と「大清の唐人」とに区別し、前者に対して「強硬」政策を打ち出したのである。

後に正徳新例が発令されると、それを厳守させることで起こり得る不法行為に対処するため、長崎では警戒対象を「南蛮船」から「唐船」へと変更した。さらに幕府は、長崎奉行宛て大老・老中連署下知状のうち、軍事動員に係る条文の文言を「南蛮船」から「異国船」へと変更し、従来の沿岸警備体制を「唐船」にも適用できるようにしたのである。

第 4 章では、「広域化」する異国船問題に対して、幕府・大名家がいかに対応したのかが考察されている。18 世紀中期以降、日本近海ではロシア船・イギリス船などが見られるようになり、幕府は強硬な姿勢で臨むよう大名家に指示していた。しかし、寛政期にラクスマンが根室に来航

すると、「国法」の存在を示しつつも、「信牌」を渡して帰帆させてしまう。続くレザノフ長崎来航時には、通商不許可の方針を伝え、レザノフが持参した「信牌」を取り上げた。この後、ロシアとは軍事的衝突をも含む緊張した関係に突入する。

一方、寛政9年（1797）には、朝鮮国釜山浦にイギリス船ヘンリー号が姿を現した。これを受けて対馬宗家は、倭館への派兵や領内警備に着手する。しかしこの時期、対馬海峡ではヘンリー号以外の異国船も確認され、対馬藩領内は「光の存在」にも敏感に反応せざるを得ないほど緊迫した状況となっていた。こうした事態に対して幕府は、対馬の非常時に平戸松浦家や大村家からの派兵を命じている（対馬警備）。異国船問題の「広域化」によって、局所的な対応では追いつかなくなっていたのである。

第5章では、ロシア船による蝦夷地襲撃が長崎にどのような影響を与えていたのか、また異国船来航事件に対して、長崎奉行がいかに対応したのかが述べられている。文化露寇事件を受けて長崎奉行は、オランダ商館長や松前・箱館に滞在した経験を持つ船頭などから、ロシア船や蝦夷地に関する情報を入手していた。船頭の中には、蝦夷地で入手した情報を独自に分析し、実地に即した長崎警備のあり方を献策する者まで現れた。しかしロシア船対策は、老中と長崎奉行との間で決定され、こうした献策が採用されることはなかったのである。

同じ時期、長崎にはオランダ船の拿捕を目的としたイギリス船フェートン号が来航した。同船は検使に同行したオランダ人を拘束するも、オランダ船が停泊していないことを知ると、食料の提供を受け、ただちに帰帆してしまう。長崎奉行は大名家に焼き討ちを命じていたが、当番・鍋島家の兵が揃う前に同船が出航したため、その責任をとって自害した。長崎ではこの後、台場の設置や治安対策が模索され、より現実的な危機管理体制が考案されるに至る。

エピローグでは、本書の総括が主に幕府側の視点に立って行われる。幕府の異国船対策は、①沿岸警備体制を充実させる段階（第1章）、②沿岸警備体制を「改善」する段階（第2章）、③沿岸警備体制を再定置する段階（第3章）、④沿岸警備体制を抜本的に見直す段階（第4・5章）、を経る。著者はこれらを踏まえ、幕府対外政策を18世紀末以前も含めて評価するのである。

著者は本書を編む以前に、前書『江戸幕府の対外政策と沿岸警備』を刊行している。同書は、沿岸警備体制が構築された家光政権期から、「唐船」の打ち払いを開始する享保期までを対象とした意欲的な著作であったが、その後の過程、すなわち近世後期以降との関わりを展望するところまでは至っていない（「総括」で多少触れる程度）。この「近世後期以降との関わり」という点は、対外関係史研究にとって非常に重要な意味を持つ。それは、これまで近世前期の対外関係史研究と、近世後期、あるいは幕末期のそれが、「接点」を持つことなく進められてきたからである。

確かに近年の研究においては、こうした現状を克服する動きも見られなくはない。たとえば藤田覚氏は、寛政期、ラクスマンに提示された「国法」が、17世紀段階から存在したものではない点に注目し、松平定信が「国法」を創出していた事実を明らかにした（「鎖国祖法観の成立過程」

〔『近世後期政治史と対外関係』東京大学出版会、2005年〕。また上白石実氏は、「海防」=「隔離」という認識のもと、延宝元年（1673）に長崎で起こったリターン号事件や、享保期の「唐船」打ち払いにおける「隔離」の実態を取り上げる（『結論 外国人隔離策としての海防と開港』〔『幕末期対外関係史の研究』吉川弘文館、2011年〕）。これらはいずれも近世後期以前との関わりを意識したものといえ、これまで顧みられることのなかった「接点」が、部分的にせよ見出されたという意味で重要である。

本書は、前書の成果を一般的かつコンパクトにまとめ直した上で、前書では触れられることのなかった近世後期以降の展開についても明らかにする。本書の対外関係史研究における最大の意義は、近世前期から近世後期、あるいは幕末期に至る過程を、沿岸警備体制を軸に一連の幕府対外政策として理解しようとしたことであろう。こうした研究視角は、これまで過渡的にしか求められてこなかった「接点」を、時系列かつ論理的に整理しようとする試みであり、恣意性を排除した、いわば正攻法の取り組みとして評価されなければならない。

3. 本書の論点

一つ目の論点は、長崎警備体制の位置づけに関するものである。評者は、本書が対象とする17世紀前期から19世紀前期という時期は、沿岸警備体制内における長崎警備体制の位置づけが、徐々に「低下」していく過程と捉えている。17世紀前期にポルトガルの追放を契機として構築された沿岸警備体制は、その中心に長崎の警備を据えていたが、18世紀中期以降、異国船問題の「広域化」に伴って他地域の警備が必要となると、体制内における長崎警備体制の位置づけは「低下」し、蝦夷地や対馬において新たな警備体制が構想されるに至る。つまり、これまで体制内で絶対視されてきた長崎警備体制が、蝦夷地や対馬などの警備の必要上、その位置づけが「低下」し、相対化されていたのである。

このような認識に基づいて第4・5章を読むと、若干の違和感を覚える。まず第4章第1項で「異国船問題の重点移動」が扱われ、その後レザノフの長崎来航（同章第4項）、ロシア船対策を念頭に置いた長崎奉行による情報収集（第5章第1項）、長崎警備体制に係る船頭の献策（同章第2・3項）、フェートン号の長崎来航（同章第4項）、が取り上げられるからである。

一般に「移動」とは、ある場所から別の場所へ位置が変わることを意味する。これを第4・5章に当てはめると、「異国船問題の重点」が長崎（ある場所）から蝦夷地・対馬など（別の場所）へ「移動」した、ということになる。ところが、その後の経過を辿ってみると、先に掲げたような構成となっており、対馬海峡における異国船問題（第4章第2・3項）が検討される以外、依然として長崎に「重点」があったかのような印象を受ける（第4章第1項のロシア船に関する話題も、同章第4項のレザノフ来航、第5章第1～3項のロシア船対策の伏線となっている）。「重点移動」としてしまうと、「移動」してしまった長崎は重要ではなくなるのかといった議論ともなり、その後の経過を説明するのが難しい。相対化されてもなお重要であったからこそ、長崎

は異国船対策がとられ続ける必要があったのではないか。その後の展開を考えるならば、第4章第1項は「重点移動」などではなく、相対化の過程として位置づけた方が理解しやすいと思われる。

二つ目の論点は、長崎や長崎警備体制の「変化」に関するものである。本書は沿岸警備体制の中でも長崎警備体制を考察の主軸に据え、必要に応じて他地域を考察するというスタイルをとっている。そのことが最も解るのが第4章であり、レザノフの長崎来航（第4項）のほか、ラクスマンの根室来航（第1項）、対馬海峡における異国船問題（第2・3項）が取り上げられる。第4章がこうした構成となっているのは、異国船問題が「広域化」している様子を表現する必要があったためであろう。

しかし少し気になったのが、レザノフ来航以前の長崎警備体制に関する考察が見られないことである。確かにこの時期、長崎に異国船が来航することはなかった。本書で紹介されている事例を見ても、異国船は長崎以外のところで確認されていた。だが、これまで第1～3章で長崎警備体制を主軸に考察してきただけに、こうした“空白”が気になったのは、ひとり評者だけではないまい。このようなことを指摘するのは、この時期、長崎ではいくつかの「変化」が見られていたからである。

たとえば寛延元年（1748）、黒田・鍋島両家は長崎奉行との相談の結果、長崎の町25町ずつを「下宿」町に選定した。長崎に蔵屋敷や用聞を有した大名家も、町や寺などに「用場所・陣所等」を置いて異国船来航時の出張所としている（『通航一覽』第8巻〔清文堂出版、1967年〕、300～302頁）。これらはともに異国船が来航することを想定してのものであり、異国船の来航が途絶えていた長崎で、こうした動きがあったこと自体、容易に理解し難い。また玉井建也氏は、天明期の鍋島家に弛緩した長崎警備体制を立て直そうとする動きがあったことを指摘しているが（「長崎警固役と正徳新例——その役割と機能、そして変遷——」〔鈴木文ほか編『正徳新例にみる経済・文化ネットワークの成立と展開——『正徳四年日録』を読む——』早稲田大学文学学術院、2008年〕）、天明期の長崎警備体制は立て直しを要するほど弛緩していたのである。これは、一つ目の論点として掲げた長崎警備体制の位置づけの「低下」（相対化）とも関わる議論と考えられ、追究されるべき「変化」と評者は捉えている。

ここに掲げただけでも二つの「変化」が長崎や長崎警備体制に起こっていたのであり、これは異国船の来航がなくとも「変化」が生じる可能性があったことを示している。長崎警備体制を主軸に考察するという本書の原点に立ち帰るならば、少なくともこの時期の長崎警備体制についてはどこかで考察して欲しかったように思う。それは、このような「変化」がその後の対応に何らかの影響を及ぼさないとはいえきれないからである。事件を受けての変化だけではなく、長崎・長崎警備体制自体の「変化」にも目を向けることで、より論理的に体制の実態を追うことができたのではないか。

三つ目の論点は、長崎警備に対する大名家の姿勢に関するものである。著者の研究は、沿岸警備体制を幕藩双方の視点から描く点に特徴がある。たとえば、第1・2章で取り上げた異国船来

航事件は、幕藩双方の豊富な史料に基づいて、幕府（長崎奉行）や大名の動向が浮き彫りにされていた。特に第2章第3項では、「無役」大名・対馬宗家が扱われ、その動向が対馬宗家文庫史料内の一件記録に基づいて描かれている。これは従来、黒田・鍋島両家に注力されてきた長崎警備体制研究に、新たな方向性を示したものとして評価され得る。

ところが、レザノフ来航（第4章第4項）やフェートン号事件（第5章第4項）を見ると、長崎奉行や黒田・鍋島両家の対応に終始している感が否めない。17世紀、あれほど積極的なアピールを行った大名は、この段階に至って全くといっていいほど姿を見せないのである。いったい大名はどうなってしまったのであろうか。ここで対馬宗家を例に考えてみる。レザノフが来航する以前の対馬宗家は、藩の存立基盤ともいえる朝鮮貿易が危機的な状況に陥っていた。そのため、幕府に対して積極的な財政援助要求運動を展開し、獲得した拝領・拝借によって藩財政を補填する動きを見せていた。このような状況にあった対馬宗家が、この当時、費用の嵩む長崎への遣使や派兵を行う余裕はなかったと考えられ、長崎に異国船が来航した際に（17世紀のような）積極的な対応を見せなかったのも、こうした藩事情が影響していたと思われる。

確かに大名は近世を通じて終始、幕府の顔色を窺いながら行動したと考えられるが（197頁）、中には藩事情が影響して「役」や出兵そのものを拒否する大名も存在していた。このような状況は明らかに17世紀段階とは異なるのであって、近世を通じて大名が一律の態度を取り続けたわけではなかったことを示している。つまり大名は、幕府の顔色を窺いながらも、他家との競争意識から積極的にアピールするときもあれば（17世紀）、様々な藩事情から「役」や出兵そのものを拒否するときもあった（18世紀中期以降）、ということであろう。こうした“差異”が説明されなければ、第4章以降の沿岸警備体制を構造的に理解することはできない。幕藩双方の視点から描くというスタンスを、本書の最後まで貫いて欲しかったものである。

4. おわりに

本書が目指した異国船対策は、幕府対外政策の中でも大きなウエイトを占めている。それは日本の地理的条件から、異国船対策が時間的・空間的な広がりを持つものだったからである。このような異国船対策を考察するためには、あるところで時間的・空間的な“分断”を行わざるを得ない。これまでの研究は、その“分断”によって豊かな蓄積を為してきたのである。しかし著者は、沿岸警備体制、とりわけ長崎警備体制を主軸に考察することで、異国船対策を構造的に理解しようとした。“分断”によって行われてきたこれまでの研究も、有機的に結び付けられることとなった。こうした著者の取り組みは、近世の異国船対策の一つの「線」で繋いだ、先駆的な業績と見做すことができよう。

本書は近世の対外関係史のみならず、政治史・外交史にまで広がりを持つ優れた書物である。そのため、本書の内容や意義を十分に汲み取ることができたのか、また提示した論点が見当違いのものとなっていないか甚だ心許ない。こうした点は、平に著者のご寛恕を請うしかない。それ

でもただ一ついえるとすれば、本書は取り扱う対象が広範であることから、多くの研究者が様々な議論をすべきということである。先に長崎に関する論点をいくつか提示したが、このほか蝦夷地などの研究者が本書をどのように読むのか興味深い。しかし、いかなる評がなされようとも、本書の意義は決して失われることはないだろう。

最後に、前書と併読されることをお勧めして擱筆したい。